一般社団法人　多発性嚢胞腎協会　会費規定

１．定款第８条の会員の会費規定は次の通り定める。
２．本会の会員になるには、入会金 2,000 円を納入しなければならない。
３．本会の会費は、次の通りとする。
　（１）正会員：年額 3,000 円
　（２）施設会員：年額 15,000 円
　（３）賛助会員：年額１口 10,000 円以上
４．名誉会員・特別会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
５．会費の納入は、年１回とし、毎年度３月末日までに全額納入しなければならない。
　ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。
６．本規定を改定する場合は、理事会および社員総会の承認を受けなければならない。

付則

本規定は、令和４年４月１日から施行する。